

令和 6 年 2 月 9 日
文 部 科 学 省
研究振興局ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

「特定胚の取扱いに関する指針の一部を改正する告示（案）」及び
「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する
省令（案）」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「特定胚の取扱いに関する指針の一部を改正する告示（案）」及び「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」について、令和 5 年 6 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 3 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。